

## 第6回 名寄市農業委員会総会（令和6年7月）会議録

日 時 令和6年7月31日（水）  
午後4時00分 開始  
午後4時25分 終了

開催場所 よろーな 1階会議室

### 日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	5件	承認
第3	議案第2号	農用地利用集積計画の作成について	3件	承認
第4	議案第3号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認
第5	報告第1号	農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出について	1件	

### 第6回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	10番 高橋尚幹	19番 村中洋一
2番 小川和則	11番 横田浩二	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	12番 越孝則	21番 藤野修一
4番 山上瞳	13番 沼田清憲	22番 新田司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	15番 林秀典	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	25番 安達啓治
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	26番 中野寿子
9番 鈴木英二	18番 清水康史	27番 菅野真記子

## 第6回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和6年7月31日（水）午後4時00分

会 場 よろ一な 1階会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。  
それでは、令和6年第6回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶を  
いただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。  
それでは、令和6年第6回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。  
本日、全員の出席となり、委員定数27名中、委員27名の出席です。農業委員会等に関  
する法律第27条第3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立すること  
を宣言いたします。

---

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、1番  
飯村委員、2番 小川委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、飯村委員、小川委員に決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。  
**番号13番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第1号 番号13番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

鈴木(康)委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木(康)委員： 7番 鈴木です。番号13番について説明します。所在については、日進ですが、サン  
ピラーパーク西側の踏切手前を右折した所が所在地になります。今月の21日に私と清水  
委員、山上委員、事務局で現地を確認し、農地として利用していないことを確認いたしま  
した。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号13番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長： 異議なしと認めます。よって番号13番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 議 長： 続きまして、**番号14番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局：（議案第1号 番号14番を読み上げ説明する。）
- 議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。
- 南原委員： はい。
- 議 長： 南原委員。
- 南原委員： 8番 南原です。番号14番について説明します。所在については、地図の6ページをご覧ください。黄色マーカーで7線とありますが、その下の道道と交わる道路の右下が所在地となります。7月22日に越委員、菅野委員、私と事務局で現地を調査し、農地として利用していないことを確認しました。ご審議の程よろしくお願いします。
- 議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。
- 議 長： 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
- 議 長： 番号15番については、小川委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、番号15番、番号16番については、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（16：07）
- 議 長： それでは議事を再開いたします。（16：08）  
**番号15番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事務局：（議案第1号 番号15番を読み上げ説明する。）
- 議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。
- 沼田委員： はい。
- 議 長： 沼田委員。
- 沼田委員： 13番 沼田です。番号15番について説明します。7月22日に私、新田委員、又村委員と事務局で現地を確認しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。二十六線とありますが、その右手に川があり、その左岸になります。この場所は、排水路になっており、農地でないことを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願いします。
- 議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。
- 議 長： 意見がないようですので、番号15番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり証明することに決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(16:09)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:09)  
**番号16番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号16番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号16番について説明します。番号15番と同日に現地を確認しました。所在については、番号15番の隣接地になります。同様に排水路になっており、農地でないことを確認いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号16番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番は原案のとおり証明することに決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(16:11)

議 長： それでは議事を再開いたします。(16:11)  
**番号17番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第1号 番号17番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号17番について説明します。7月4日に横田委員、飯村委員、私と事務局で現地を確認しました。所在については、地図の9ページをご覧ください。旭の印のすぐ下に三十線があります。それを右に進み緩いカーブがありますが、まっすぐ進み黒い線を地図上で2cm進んだ辺りに所在地があります。現状山林となっており、農地として利用できる状態ではないことを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号17番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号17番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の作成について」を議題に供します。

賃貸借の審査を行います。番号14番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号14番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

高橋委員： はい。

議 長： 高橋委員。

高橋委員： 10番 高橋です。番号14番について説明します。所在地については、地図の7ページをご覧ください。左上に黄色マーカーで九線、十一線とあり、その間に名寄遠別線とありますが、その上の九線側に所在地があります。新規の賃貸借となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、高橋委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号14番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号15番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号15番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号15番について説明します。こちらについては、賃貸の更新となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号15番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号15番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号16番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号16番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

又村委員： はい。

議 長： 又村委員。

又村委員： 3番 又村です。番号16番について説明します。こちらについては、賃貸の更新となります。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、又村委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号16番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号16番は原案のとおり決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。番号9番については、小川委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願います。また、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。（16：18）

議 長： それでは議事を再開いたします。（16：19）  
**番号9番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局：（議案第3号 番号9番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号9番について説明します。所在については、議案第1号番号15番にありました所在地を東に進み、最初の交差点の右角が所在地になります。〇〇〇〇さんの離農に伴い、隣接地を所有している〇〇〇〇さんへの贈与となります。ご審議の程よろしく願います。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号¥ 9 番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号 9 番は原案の通り決定いたしました。  
席移動のため、暫時休憩といたします。(16:21)

議 長： 議事を再開いたします。(16:21)  
続きまして、**番号10番**の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局： (議案第3号 番号10番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号10番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下にピンクのマーカーで瑞生とありますが、「瑞」の文字の左側の交差点の南西が所在地となります。〇〇さんの引越しに伴う既存畑の処分となり、隣接地を耕作している〇〇さんへの贈与となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。  
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案の通り決定いたしました。

---

議 長： 続きまして、**日程第5、報告第1号「農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出について」**です。番号2番について、又村委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席を願ひます。また、私から意見がありますので席移動のため暫時休憩といたします。(16:24)

議 長： 議事を再開いたします。(16:24)  
**番号2番**について報告をお願いいたします。

沼田委員： 13番 沼田です。番号2番についてご説明いたします。所在については、地図の8ページをご覧ください。道道朱鞠内風連線から西風連に向かい24線道路の交差点を左に行ったところが所在地になります。格納庫設置に伴う転用です。よろしくお願ひいたします。

議 長： 農地法第4条第1項第9号の規定に係る申出についての報告でした。

---

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。  
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第6回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。  
(午後4時25分 閉会)

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---